

会 議 概 要

1. 会 議 令和８年度 第１回 庄内地域福祉有償運送運営協議会
2. 日 時 令和８年７月１５日（水）１３時３０分 ～ １４時５０分
3. 会 場 鶴岡市中央公民館 大視聴覚室
4. 出 席 者 構成員２３名中１７名出席（代理出席３名、欠席６名）
利用者代表２名、東北公益文科大学准教授、鶴岡市地域包括ケア推進課生活支援コーディネーター（代理出席）、酒田市高齢者支援課生活支援コーディネーター、立川身体障害者福祉協議会副会長、生活協同組合共立社部長、鶴岡市社会福祉協議会次長、山形県ハイヤー協会酒田支部長、鶴岡地域タクシー団体代表、山形運輸支局首席運輸企画専門官、鶴岡市福祉課長、酒田市地域福祉課長、三川町健康福祉課長、庄内町保健福祉課長（代理出席）、遊佐町健康福祉課長（代理出席）、山形県庄内総合支庁地域保健福祉課長
5. 構成員の異動 構成員名簿により、所属団体の役員改選や人事異動に伴い後任者として新たに構成員となられた５名の方を事務局より紹介。

6. 協 議

（１）「福祉有償運送の必要性の協議」について

（事務局）

－資料説明（P7～11）－

庄内地域の各市町の担当課長から、「福祉有償運送の必要性」について発言

（構成員 鶴岡市福祉課長）

鶴岡市では、令和８年度からの鶴岡地域公共交通計画を更新し、引き続き住み続けられるまちを支える交通ネットワークの構築に取り組んでいる。また、福祉的な支援として、公共交通機関での輸送については、重度心身障害者の方に関しては福祉タクシー券を、要介護者の方に関しては、らくらく移送サービス券などを発行し、移動に制約がある方への支援を行っている。

しかしながら、身体状況などにより、移動することが困難であり、公共交通機関を利用することが困難な方の交通手段を確保するためには、引き続き、公共交通機関を補完する福祉有償運送が必要であると考えている。

(構成員 鶴岡市地域包括ケア推進室 生活支援コーディネーター 代理出席)

地域包括支援センターをはじめとして相談機関の方に、利用者の傾向について聞き取りを行い、状況を伺った。登録されているほとんどの方が車椅子を利用されていると聞いており、そのような方が増えているという印象もあるとのことであった。定期的な通院での利用が最も多く、他にも買い物であったり、市役所や銀行への手続きなどで利用されているということであった。利用者の声としては、それぞれの方に応じて、とても温かく配慮して対応してくださっており、皆様、安心して利用いただいているということであった。

引き続き、福祉有償運送につきましてはありがたく、必要であると考えている。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

酒田市においても、令和3年2月に酒田市地域公共交通計画を策定した。5か年計画ということで、本来であれば7年度に計画を終了し、8年度から新たな計画と考えていたが、令和7年12月に一部改定し、1年間計画期間を延ばしている。令和8年度中に新たな地域公共交通計画を作るということで、現在進めている。

記載のとおり、この地域公共交通計画を踏まえて、市営路線バスダイヤの改正、デマンドタクシーの運行区域の拡大等を行っている。

そのような中、介護認定を受けた高齢者や、障がい児者の方を対象に、ほっとふくし券を交付し、タクシー運賃への利用を通じて、移動に伴う経済的負担の軽減を図っている。

この福祉有償運送については、公共交通機関の利用が困難な移動制約者の方お一人おひとりの状況に応じたきめ細かな移送サービスを提供することに繋がっていると考えている。このように、福祉有償運送は、多様な移動ニーズに対応するとともに、公共交通を補完する重要な役割を担っていることから、引き続き必要であると考えている。

(構成員 酒田市高齢者支援課 生活支援コーディネーター)

利用者の状況についてご報告させていただく。前回の協議会以降、新たな登録者が急激に増えたということはなかった。さかた・くらしのたすけあいの会のご利用状況としては、引き続き独居の高齢者、遠方にご家族が住んでいる高齢者、高齢者夫婦世帯の方などが主となっている。

利用者からは、お一人おひとりの疾患や精神状態、認知機能、こだわり等に合わせて、きめ細やかに配慮し対応していただける、大変貴重な社会資源であるという声が聞かれている。また、就労されているご家族にとっては、介護疲れの軽減に繋がる、安心して利用できる存在であるという声も聞かれている。

また、以前よりご報告しているように、診察室内への付き添いの依頼も増加しているということであり、診察後にケアマネージャーやご家族へ必要な情報を共有していただけるということは、利用者本人の安心やその後の支援に繋がる上で、大変ありがたい支援であると伺っている。

(構成員 三川町健康福祉課長)

三川町では、福祉タクシー券の交付等により移動制約者への支援を実施しているが、高齢化の進展に伴い、利用者のニーズは増加するとともに多様化している。特に当町の場合は、鶴岡市、酒田市、庄内町等への通院ということで、町内に通院できるところが少ないということもあり、特に医者への交通の確保は大きな課題ととらえており、今後ますますそのニーズが高まると考えている。現在の公共交通機関等のみでは移動制約者のニーズに十分対応できないことから、補完する手段として、福祉有償運送は、引き続き重要であると捉えている。

(構成員 庄内町保健福祉課長 代理出席)

庄内町では、移動が制約される障がい者の方、高齢者の方に対し、タクシー券を交付して支援を行っている。しかし、通院や通所などの日常生活を支えるため、そして地域で安心して暮らし続けられるため、また、社会参加を促すためにも、町営バスやデマンドタクシーなどの公共交通機関を補完する福祉有償運送は、今後も引き続き必要と考えている。

(構成員 遊佐町保健福祉課長 代理出席)

遊佐町では、移動が制限される高齢者や障がい者の社会参加を目的として福祉タクシー券を交付している。利用者の声をもとに、大体5年に1回アンケートを実施して、利用枚数や交付枚数を都度見直しを行っているが、利用が制限される方には様々な方がおり、交付枚数の増加のみでは多様化するニーズには応えられていないため、これらのニーズを充足するためにも公共交通機関を補完する福祉有償運送は引き続き必要だと考えている。

(会長)

皆様から何かご質問、ご意見等ないか。

(構成員 山形県ハイヤー協会代表A)

必要性の協議のところで何うのがふさわしいかわからないが、確か先月ぐらいに、庄内ペットというところが福祉限定許可でタクシー事業の認可を受けたと思うが、実態がわからないため、営業エリアなど、わかる範囲で教えていただきたい。

(構成員 山形運輸支局)

ご質問いただいた福祉事業のエリアとしては、県全域となっている。庄内地区に限らず、運行できるといった形になっているが、庄内地区が中心になろうと考えている。

(構成員 山形県ハイヤー協会代表A)

引き続きお伺いしたいのが、ペット霊園をやっている会社のようなが、ペットと名のつくところが、福祉限定許可ということについて、少し教えていただきたい。

（構成員 山形運輸支局）

あくまで輸送されるお客様は、障がい者の方、要介護等の方ということになっている。法律上、ペットはものという扱いになるということもあって、貨物輸送という位置づけになっているため、これとは別であり、福祉限定許可というのは、あくまで障がいの方等が輸送されるというように伺っている。

（会長）

その他、何かご意見ご質問はないか。

ないようなので、庄内地域では、引き続き福祉有償運送は必要であるとして、本運営協議会で協議が整ったものとさせていただいてよろしいか。

－異議なし－

福祉輸送は必要であるとして、本運営協議会の協議が整ったものとする。

（２）定期状況報告について

①「社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会」

－資料説明（P13～24）－

－質疑なし－

②「生活協同組合 共立社」

－資料説明（P25～36）－

（構成員 山形県ハイヤー協会代表A）

運行はすべて予約運行のみだったのか。例えば、前にもお話をさせていただいたことがあるが、我々は、どうしても、早朝、夕方、深夜、忙しい時間帯だと、介護タクシーの依頼があっても、普通のタクシーでさえ対応できない中、介護タクシーで対応しきれないという場合がある。福祉有償運送は、会員であれば利用できるということで、もし、そのような急な依頼に対応できるとしたら、利用者の方も助かるのではないかと思い、そのあたりを教えていただきたい。

（生活協同組合 共立社）

基本予約対応ではあるが、やはり急な対応というのがあり、その場合、利用者の方とお話をさせていただき、急遽会員登録をしていただいて、登録と同時に利用という形にさせていただいている。対応可能なものについては、できるだけ引き受けるようにはしている。

(構成員 利用者代表A)

利用者の方から聞こえてくる声としては、例えば、深夜に荘内病院に救急で搬送された後、病院側から、帰るよう言われた際に、車椅子で来た方やストレッチャーで来た方が帰れないという状態が実際あると聞いている。タクシー会社へ電話をしてもタクシーがない、移動支援の方に連絡しても対応できないということで、困っているという声が聞こえてくる。

事務局側としても、各市町村としても、その現状を知っておいて欲しい。特に、深夜帯は公共のバスも出ていないわけなので、荘内病院からの帰りが本当に大変だという話は、身体障がい者、高齢者も含め、移動に困難な人たちの抱えている問題であり、これから先も、そのような状況が増えてくると思うので、地域の課題として考えていただきたい。

(構成員 鶴岡地域タクシー団体代表B)

その件に関しては、24時間対応しているのは、現在当社一社となっているため、出払ってしまうと行くことができない。それからストレッチャーの場合は、資格を持っている者が運転しているため、なかなかそのような対応が夜はできないというのが現状である。現在、鶴岡市とタクシー事業者と、夜間のタクシーの問題、荘内病院からの足の確保について協議をしているため、もう少しお待ちいただきたい。

タクシー業界としても24時間対応する中で、そちらの方も考えていかなければいけないと捉えている。

(構成員 利用者代表A)

そういった話を聞くだけでも、安心できると思う。おそらく、荘内病院だけではなく、鶴岡協立病院の方に搬送される場合もあるので、そこも含めて考えていただけると助かるだろうし、酒田市の状況はわからないが、例えば、日本海病院に搬送された場合など、それぞれ、地域の課題として持ち帰ってもらって、考えていただければと思う。

(構成員 酒田市地域福祉課長)

そういったときの対応についてどうなっているかについては、持ち合わせてないが、今いただいたお声は、本当に課題だと思うので、先ほど申し上げたとおり、今年度、地域公共交通計画の策定があり、地域福祉計画についても、今年度策定する予定であるため、計画を策定をする中で、対応策というのを考えていきたいと思う。

(会長)

この場で共有いただいたことについて、それぞれの市町でも持ち帰って報告いただければと思う。

③「医療社団法人 みつわ会」

－資料説明（P37～43）－

－質疑なし－

④「庄内たがわ農業協同組合」

－資料説明（P44～49）－

（構成員 利用者代表B）

安全運転講習会を行っているか。

（庄内たがわ農業協同組合）

資料に記載をしていなかったが、令和7年5月に梅雨前にスリップしないように安全講習会を実施しており、11月に降雪前の運転、降雪時の運転の注意事項ということで安全運転講習を実施している。記載漏れがあり申し訳ない。

⑤「社会福祉法人 ふじの里」

－資料説明（P50～56）－

（構成員 山形県ハイヤー協会代表A）

1. 運行状況の利用料収入では88,600円となっており、6. 決算報告では88,610円となっているのは。

（社会福祉法人 ふじの里）

記載の間違いであり申し訳ない。88,600円が正しい。決算報告の収支差額は89,378円と訂正をお願いしたい。

（会長）

協議の上、定期状況報告はすべて終了した。

（3）当協議会の運営に関する検討について

（事務局）

－資料説明（P57～59）－

令和7年度第2回当協議会において継続協議となった当協議会の運営について、構成員の皆様の意見を踏まえ、設置団体の事務局で検討を重ねた結果、次のように提案させていただきたい。

① 費用弁償に支給について

「庄内地域福祉有償運送運営協議会設置要綱」に「第 13 条」を新たに加え、更に「庄内地域福祉有償運送運営協議会構成員の費用弁償に関する規程」を新たに定めることにより、令和 9 年度から費用弁償を支給する案となっている。

- ・「第 13 条」では、この経費を事務局となる市の予算に計上し、それ以外の設置団体は会議負担金として事務局の市に納入する。

- ・「費用弁償に関する規程」では、同設置要綱第 5 条第 1 項のア「共同主宰する各市町の住民」イ「想定される福祉有償運送の旅客」の構成員が同協議会の依頼に応じ旅行した場合に費用弁償を支給する。ただし、アの構成員のうち行政職員は除く。

- ・「費用弁償の種類」は、鉄道賃、車賃及び「その他の交通費」とし、「その他の交通費」に「福祉有償運送」を含むことを想定している。

- ・「費用弁償の額」は、「協議会の事務局となる、市の規定に準じた額とする。これによりがたい場合は、必要かつ相当と認められる範囲内の実費を、弁償する」としており、福祉有償運送を利用する場合については実費を支給することを想定している。

- ・「費用弁償の支給及び支給方法」については、事務局となる市の例による。

- ・付則として、この規定は令和 9 年 4 月 1 日から適用するとしている。

なお、費用弁償の支給は、来年度の各市町の予算の確保が前提となる。

② 協議会の開催形式について

a) 書面協議について

対面形式での会議開催を基本としながら、現行の同設置要綱「第 9 条」「会長が必要と認める場合」を次のように改正し、書面協議ができる場合を明記する案となっている。

- ・緊急その他やむを得ない事由により協議会を開催することが困難な場合
- ・事前の協議会等において、書面による議決を行うことの決定を受けた場合

b) オンラインシステム等を利用した形式（対面との併用を含む）について

構成員の方が、移動距離や時間的な制約があり、協議会への参加が困難な場合、オンライン会議システムを利用して参加することを選択できるよう、参加しやすい環境づくりをする案となっている。

例えば、協議会の会場から遠い地域の構成員が、時間的な制約で会場まで来るのが難しいという場合、欠席をするよりは、オンラインでも参加できるようなしくみを整えておくという意味合いとなる。前回の会議では、構成員が自身でシステムを準備するのは大変だという声もあったことから、例えば、構成員から最寄りの公共施設まで来ていただき、行政側がシステムを準備するなど、個別に相談をいただきながら、対応ができればというふうに考えている。

③ 協議会会長の選任について

昨年度第2回の協議会において、協議会の会長の選任を構成員の互選方式から、協議会の事務局所管部署の長が務めるとする要綱改正をご提案したが、第2回の協議を踏まえ、改正をせず、これまでどおり構成員の互選方式とするものである。

(会長)

ただ今の事務局からの説明について皆様からご意見をお伺いしたい。

(構成員 利用者代表A)

前回の協議会で事務局側に投げかけたのは、構成員がどのような重複障がいを持っている方であっても、事務局が替わっても、継続できるようなサポート体制について、持ち帰って回答するように求めていた。そのことについての記載がなく、書面協議、オンライン形式の会議の改正案となっている。前回の協議会の時間は何だったのか。この点についてはどのような回答か。

(事務局)

前回の協議を踏まえた記載が漏れていたことは大変申し訳ない。

重複の障がいをお持ちの方が参加できるように、どのようにサポートしたらよいかということについては、やはりその方の状況に応じて、個別にどういったことができるかというのをそのケースケースで考えていきたい。こういった共通の仕組みがあるというところまでは、現状ではご提案はできないが、個別にご相談して、できるだけその方のご負担のない状況で参加できるようなことを、事務局として考えていきたい。

(構成員 利用者代表A)

考えさせてくださいでは困る。

前回から言っているが、協議会の中で決定したこと、例えば、事業者が提出する書類を省略できることになったが、次の会議では元に戻っているということがあった。また、タクシー会社からの提案についても回答がなく、その点について尋ねると議事録に記載されていなかったため、分からなかったという回答であった。構成員の事務局に対する信頼関係は崩れている。また、事務局の職員が交代すると、また一から話が戻り、同じ話を繰り返している。前回の協議会では、フォローを続けていけるか約束をいただきたい、ここまではできる、ここまではできない、というようなことを教えてほしいとしていた。結局、前回と同じような答えでは信用にならない。

考えますではなく、約束していただきたい。明記してほしいということである。

(事務局)

大変不十分な回答で、お詫び申し上げます。障がいのある方の支援については、事務局の方で、きちんと継続して支援していくということをさせていただきたい。

支援の仕方については、その方その方に合った形でということを申し上げたが、支援については、事務局の方で、担当者が代わっても、もう1回最初から検討し直すということがないように、そこは引き継ぎをしっかりとしながら、取り組んでいきたい。支援の方はさせていただく。

(構成員 利用者代表A)

今回をもって、必ずサポートしていただけるということで事務局、市町村の方たちをお願いしたいと思う。利用者代表もちろんだが、構成員名簿には、身体障害者福祉協会の方たちもいる。私たちは確認をもらえたが、その方たちの中には年配の方もおり、例えばパソコンができないなど、フォローもきちんとしていただけるよう改めてお願いしたい。協会の中で、また一から同じような発言にならないよう議事録にもしっかりと残していただきたい。引継ぎ等に残し、きちんとサポートしますという形で記録に残していただきたい。

(会長)

議事録をきちんと残すということと、今後、障がいのある方、重複障がいのある方の時には、お手伝いをしていくということで、市町の方からの協力をお願いする。

それでは、内容についてはこれでよろしいか。

(構成員 山形県ハイヤー協会代表A)

今おっしゃるように、引継ぎしている、していないとか、引継ぎ漏れなど、事務局から見ればそれで済むのかも知れないが、当事者の方たちはそれでは済まない部分もあるため、サポート体制が整った時にはオンラインの会議もあるというような形が良いのではないか。まず対面が大前提で、オンライン開催もできる状況であればするという形にした方が良いのではないか。そうすれば、今回欠席している構成員の方も参加できるかもしれないので、障がいのある方たちだけではなく、対面が大前提でオンラインで参加できる方は参加するという形にした方が良いのではないか。

(事務局)

構成員のおっしゃるとおりと考える。サポート体制ができていないままでのオンライン参加はできないと思うので、体制がきちんと確認できて初めて、オンラインでの参加ということになる。想定しているのは、全体会をオンラインで行うというよりは、どうしても

参加できない方について、その方のシステムの体制が行政からの支援によって整い、参加できるようになった段階でオンライン参加をするということであり、おっしゃるとおりだと思う。

(会長)

他に何かご意見は、いかがか。

(構成員 東北公益文科大学)

行政の方も都合があるとは思いますが、一番大事な方々は利用者だと思うので、できるだけ沿うようにしていただければありがたいと思う。できること、できないことはあると思うが、できることを考えてやって欲しい。それでもどうしてもできないということがあればしょうがない部分はあるとは思いますが、本協議会は利用者がメインでなくてはいけないと思うので、その方たちに沿うような形にできるのなら、そのようにしていただきたい。

(会長)

利用者さんのことを第一に考えてほしいというご意見を頂戴した。

他に皆様からご意見等ないか。

ないようでしたら、今後、皆様からいただいたご意見を、協議会を構成する市町の担当者とも精査し、次回の協議会に向けて提案された内容で運営に必要な準備を進めていきたい。

それでは、協議の4「その他」について、皆様から何かないか。ないようでしたら、事務局から。

(事務局)

今年度中は、更新登録の予定がないことから、次回の協議会の開催は次年度となる。次年度は構成員の方の改選の時期でもあるため、次年度春ごろに、構成員の依頼をさせていただく。次年度の開催は、更新登録の予定に合わせると、12月か1月頃を予定している。

(会長)

以上で協議は終了とする。